

## 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方（案）

- 国においては、詳しい行動歴等を公表していないが、都は、都民の不安を少しでも解消するため、感染者のプライバシーの保護に十分に配慮しつつ、関係者等の同意を得たうえで、風評被害が生じない範囲で、公表内容を見直す。

（都が新たに原則として公表する内容）

- ・ 入国経路（利用空港など）
- ・ 滞在場所（都内・都外）と滞在日

（必要に応じて公表する内容）

- ・ 移動手段

- 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討・判断する。
- 公表の考え方については、今後の患者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

（参考）現行の公表内容

年代、性別、居住地（都道府県名）、症状・経過（来日日、症状出現日、受診した医療機関の所在する都道府県名）、行動歴（武漢市や中国への渡航歴など）